

令和6年4月1日からの入札制度の変更等のお知らせ

1. 「日光市建設工事における週休2日制工事」の試行について

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されました。これまで建設事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されることから、計画的に週休2日を推進する必要があります。また、将来にわたり健全な建設業を維持するために若手・担い手の確保・育成が重要な課題となっている中、対応策のひとつとして労働環境の改善を図るものです。

（1）制度の概要

- ・市が発注する建設工事について、週休2日の実施を原則する。
- ・2,000万円以上の一般競争入札に係る建設工事（営繕工事、土木工事）を対象とする。（工期1か月未満の工事、緊急対応が必要な工事は、対象外）
- ・受注者の希望により実施する方式とする。（受注者希望型）
- ・現場閉所の履行実績に応じて工事成績を加点する。（4週6休～4週8休）
- ・現場閉所の履行実績に応じて経費を補正する。（4週6休～4週8休）

（2）適用日

令和6年4月1日以降に公告する入札から適用。

【お問い合わせ先】

日光市役所 財務部 契約検査課 工事検査係

TEL 0288-21-5134

FAX 0288-21-5137